

# PFI の現状について

平成22年2月1日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

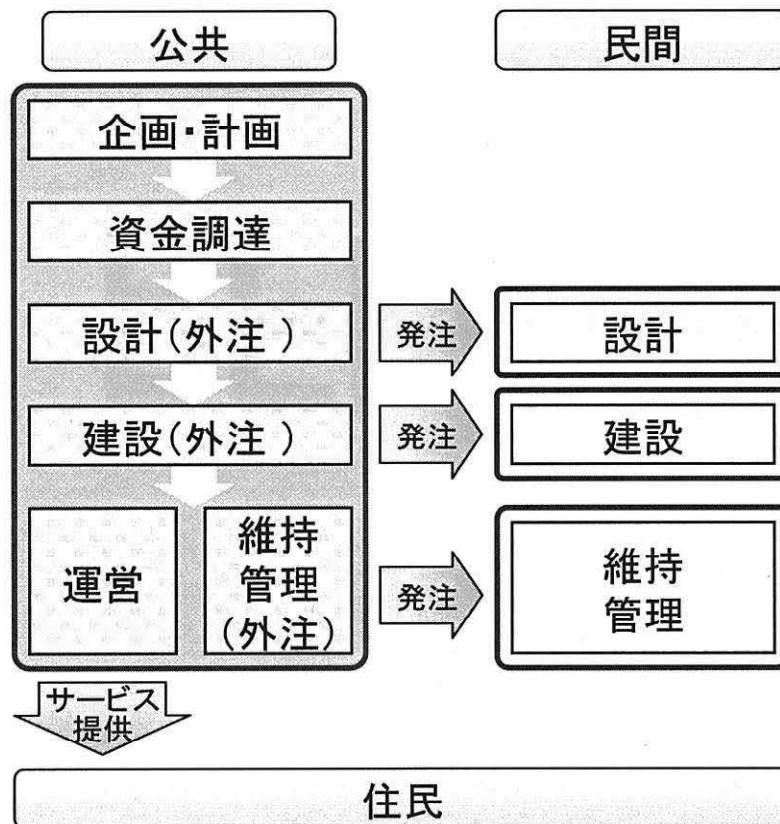
# PFI (Private Finance Initiative)とは

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき実施

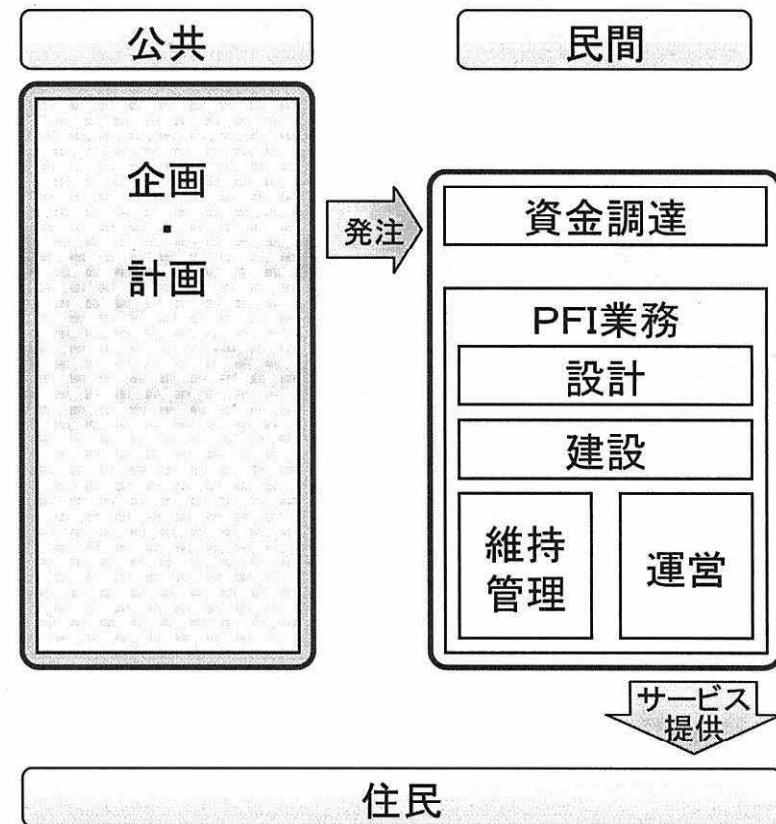
＜PFIの推進により期待される効果＞

1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

## 従来型公共事業



## PFI事業



# PFI法の概要

## 目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用とした公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

## 対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 公営住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等

## 公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

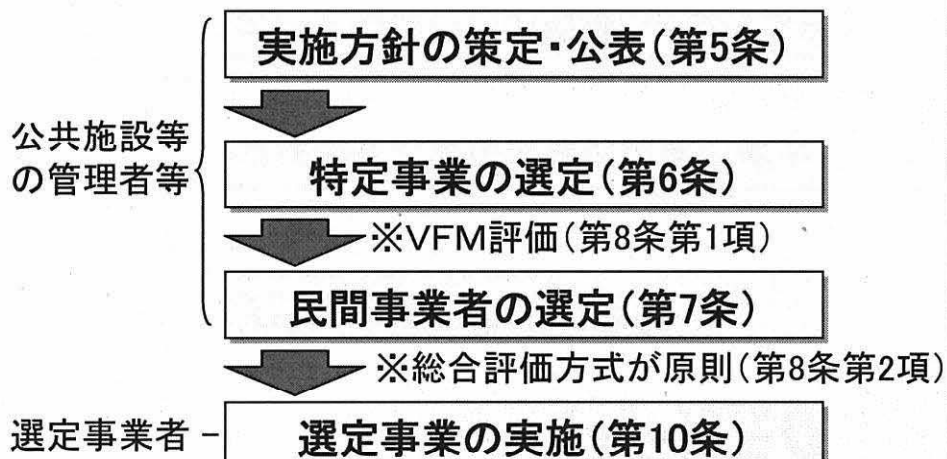
## 基本方針等(第4条)

PFI推進委員会の議を経て内閣総理大臣が策定  
特定事業の実施に関する基本的な方針を定めるもの

## PFI推進委員会(第21条)

内閣府に設置  
学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)  
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

## 事業の実施



## 支援措置等

- 国の債務負担5年→30年(第11条)
  - 行政財産の貸付け(第11条の2、第11条の3)
  - 国公有財産の無償使用等(第12条)
  - 無利子貸付け(第13条)
  - 資金の確保等及び地方債についての配慮(第14条)
  - 土地の取得等についての配慮(第15条)
  - 支援等(第16条)
  - 規制緩和(第17条)
  - 担保不動産の活用(第20条)
- 等

# PFI法の改正について

平成11年7月成立(同年9月24日施行)

平成13年12月12日一部改正

## 1 公共施設等の管理者等の範囲の拡大(第2条関係)

- ・公共施設等の管理者等の定義に、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長を追加

## 2 行政財産の貸付けの取扱いに関する規制緩和(第11条の2関係)

- ・行政財産を選定事業者に貸付け可能
- ・公共施設等と民間施設との合築建物に係る行政財産である土地を、選定事業者に貸付け可能

平成17年8月15日一部改正(主な事項)

## 1 PFI事業がサービス分野を対象とすることの明確化(第1条関係)

- ・目的規定において、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを明記

## 2 基本理念等において国公有財産の有効利用等の観点を明確化(第3条、第4条関係)

- ・基本理念に、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮することを明記
- ・基本方針の策定に当たり、安全性を確保しつつ、国民に対するサービスの提供における行政のかかわり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるように配慮することを追加

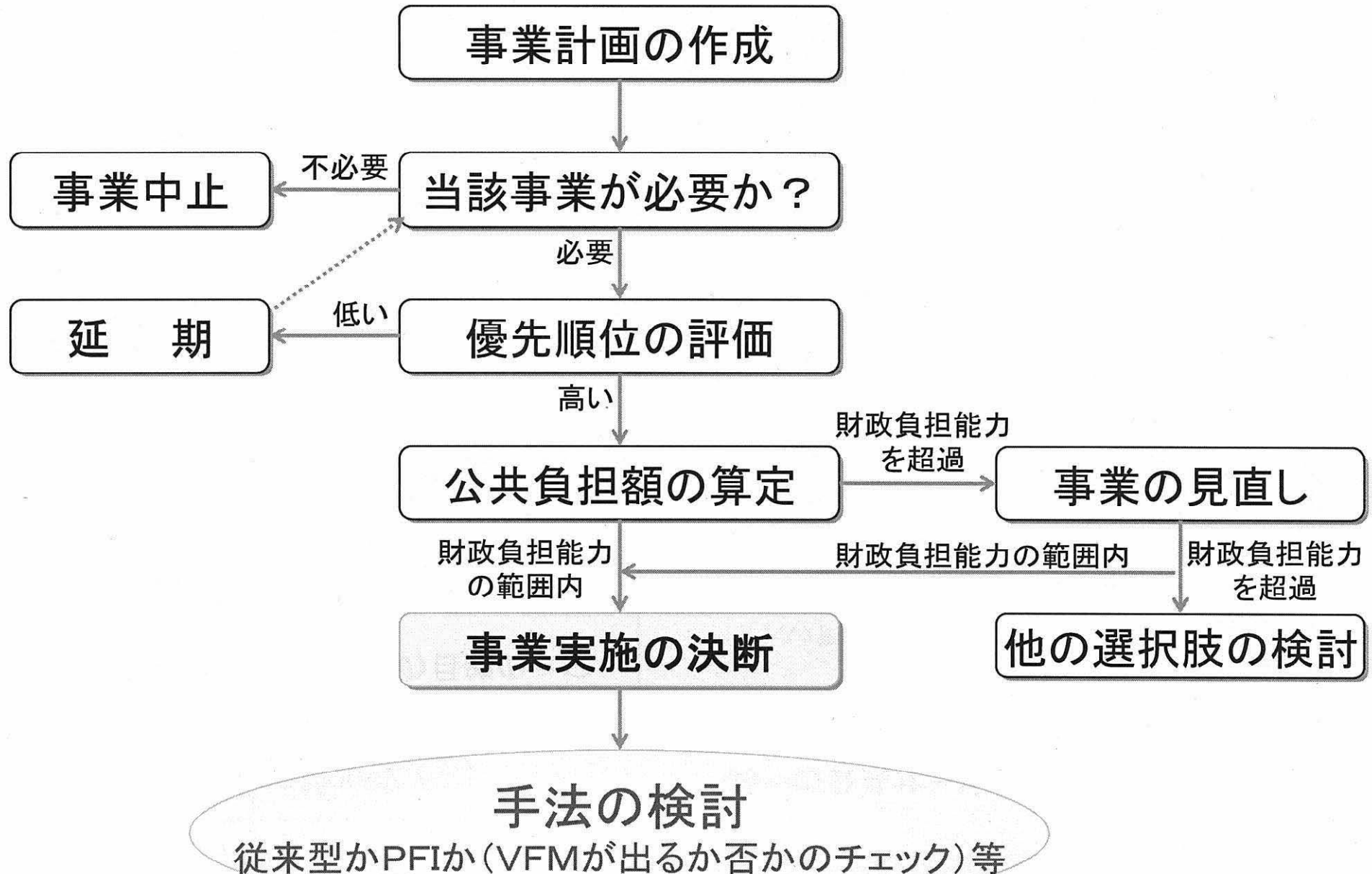
## 3 国公有財産(行政財産)の貸付けの拡充(第11条の2、第11条の3関係)

- ・公共施設等と民間施設との合築建物に係る行政財産である土地を、選定事業者から民間施設部分を譲渡された第三者にも貸付け可能
- ・特定施設の設置事業でPFI事業の実施に資するものについては、行政財産を、選定事業者及び選定事業者から特定施設の譲渡等を受けた第三者に貸付け可能

## 4 民間事業者の選定に当たっての評価方法の明確化(第8条関係)

- ・原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うことを新たに規定

# PFIに至る判断プロセス



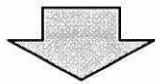
# VFMとは

## VFM (Value For Money)

支払に対するサービスの価値  
VFMの最大化がPFI事業の目的の一つ

## VFMがある(出る)

公共がサービスを直接提供するよりも、  
民間に委ねた方が効率的

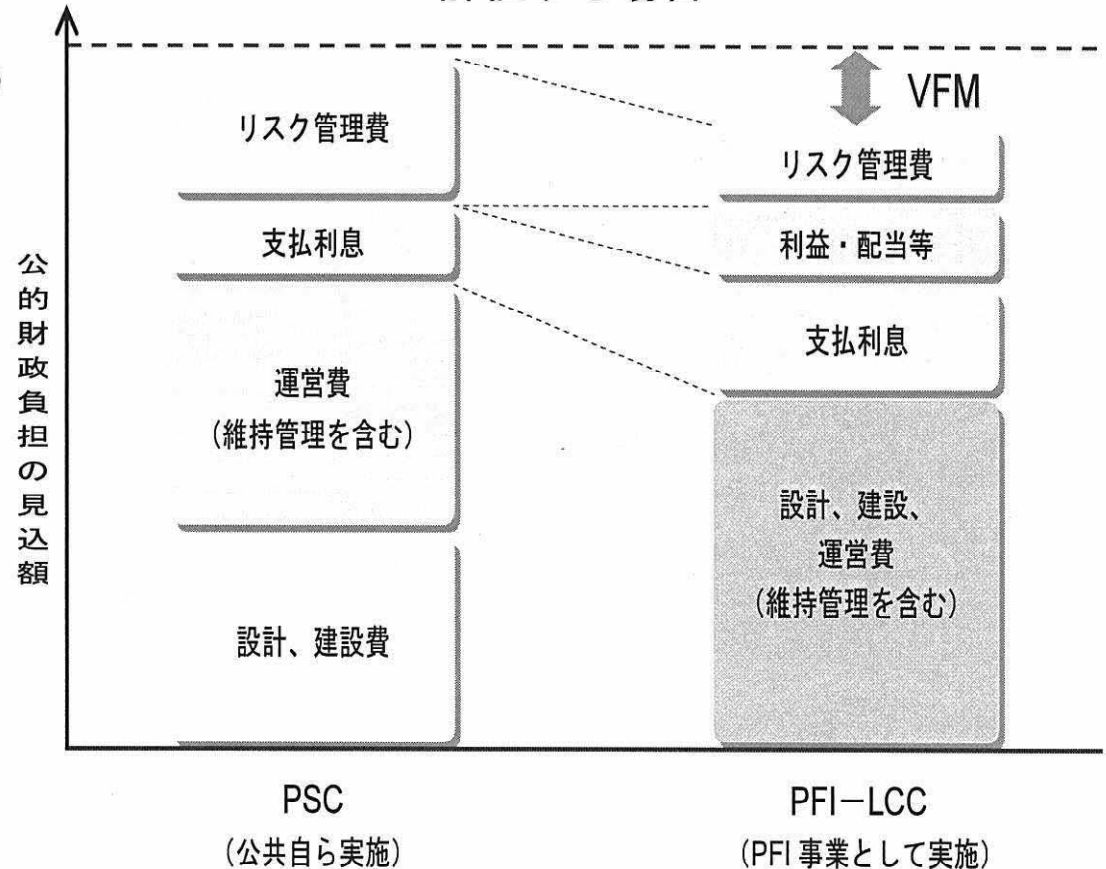


同一水準のサービスをより安く  
同一価格でより上質のサービスを

## VFMの源泉

- ① 性能発注
- ② リスクの最適配分
- ③ 業績連動支払い
- ④ 競争原理

同一の公共サービスの提供水準の下で  
評価する場合

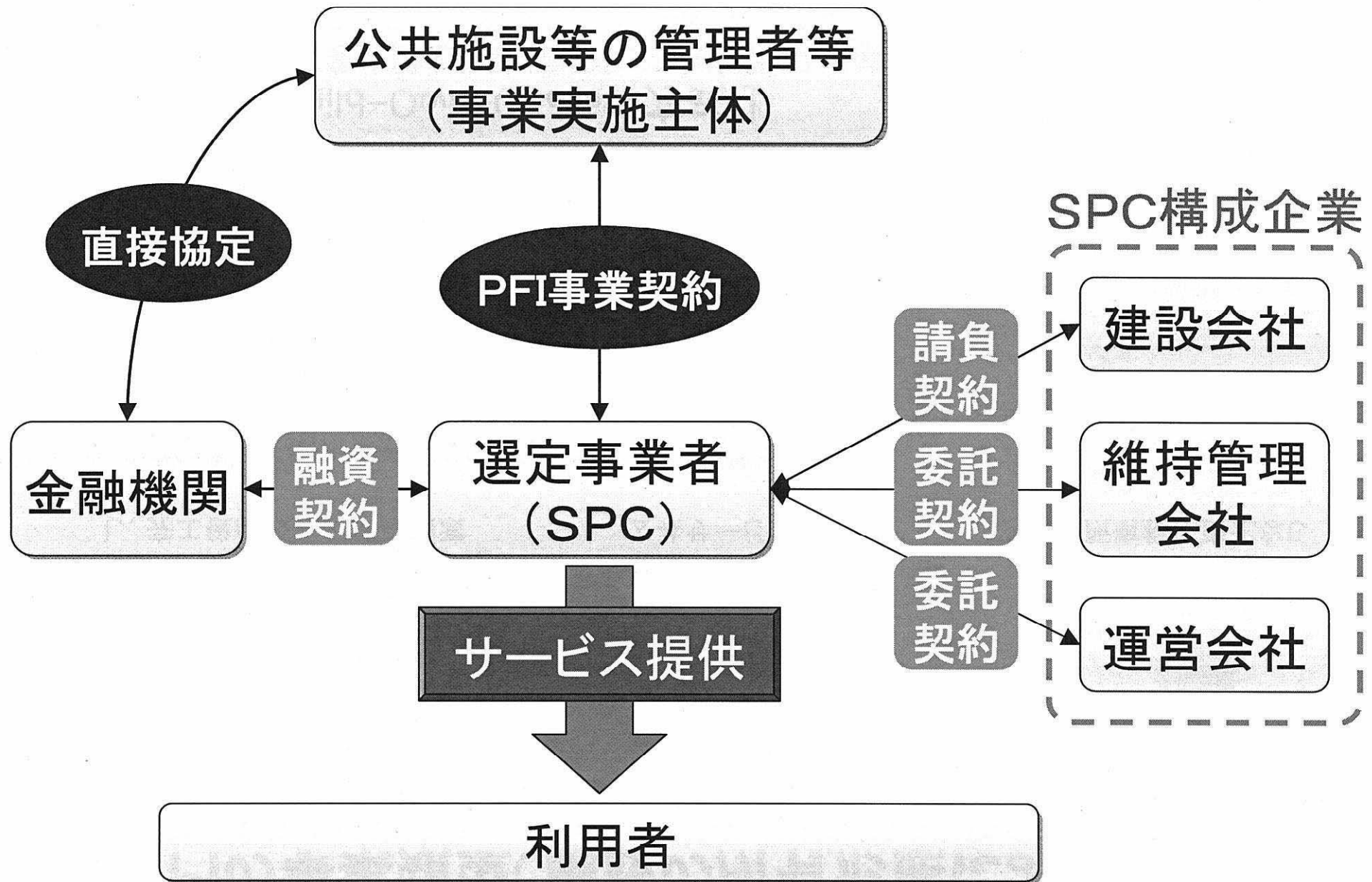


※LCC: 設計・建設費、事業期間中の維持管理費・運営費等事業に関わるすべての費用(ライフサイクルコスト)

※PSC: 公共自らが実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

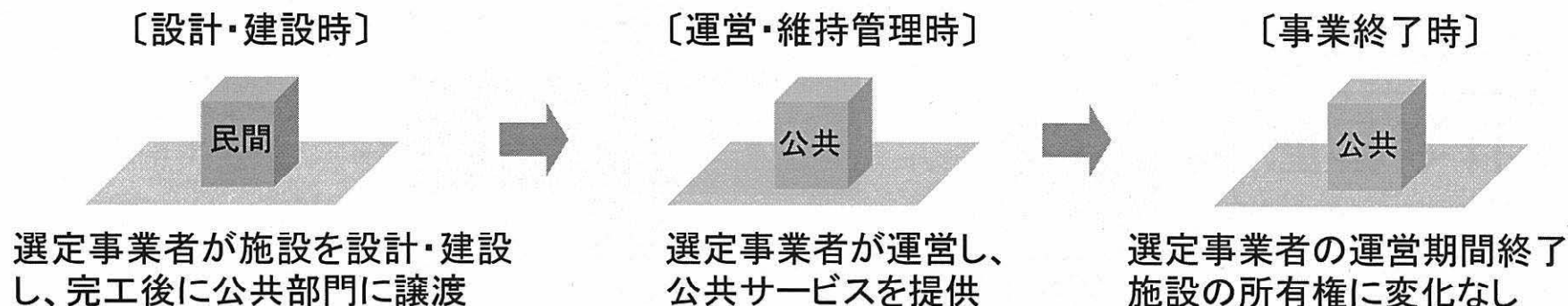
※PFI-LCC: PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

# PFIの一般的な事業スキーム

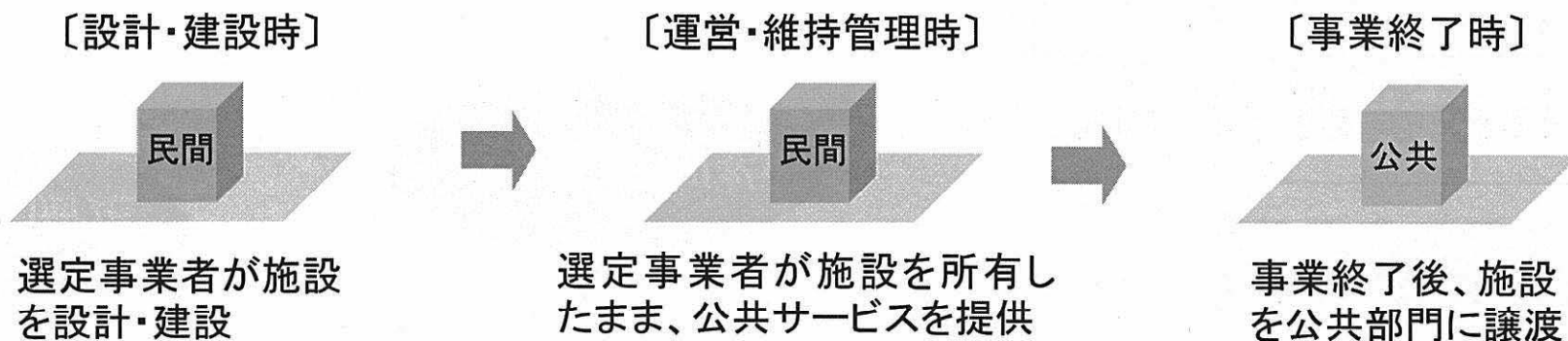


# PFIの事業類型(施設の所有形態による分類)

## ●BTO方式 [ Build-Transfer-Operate方式 ]



## ●BOT方式 [ Build-Operate-Transfer方式 ]



## ●BOO方式 [ Build-Own-Operate方式 ]

選定事業者が対象施設を設計・建設し、これを所有したまま維持管理及び運営を行い、事業終了時に、選定事業者が対象施設を解体・撤去する事業方式

## ●RO方式 [ Rehabilitate-Operate方式 ]

選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を行う事業方式



# PFIの事業類型(事業費の回収方法による分類)

## ● サービス購入型

選定事業者のコストが公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型



## ● 独立採算型

選定事業者のコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型



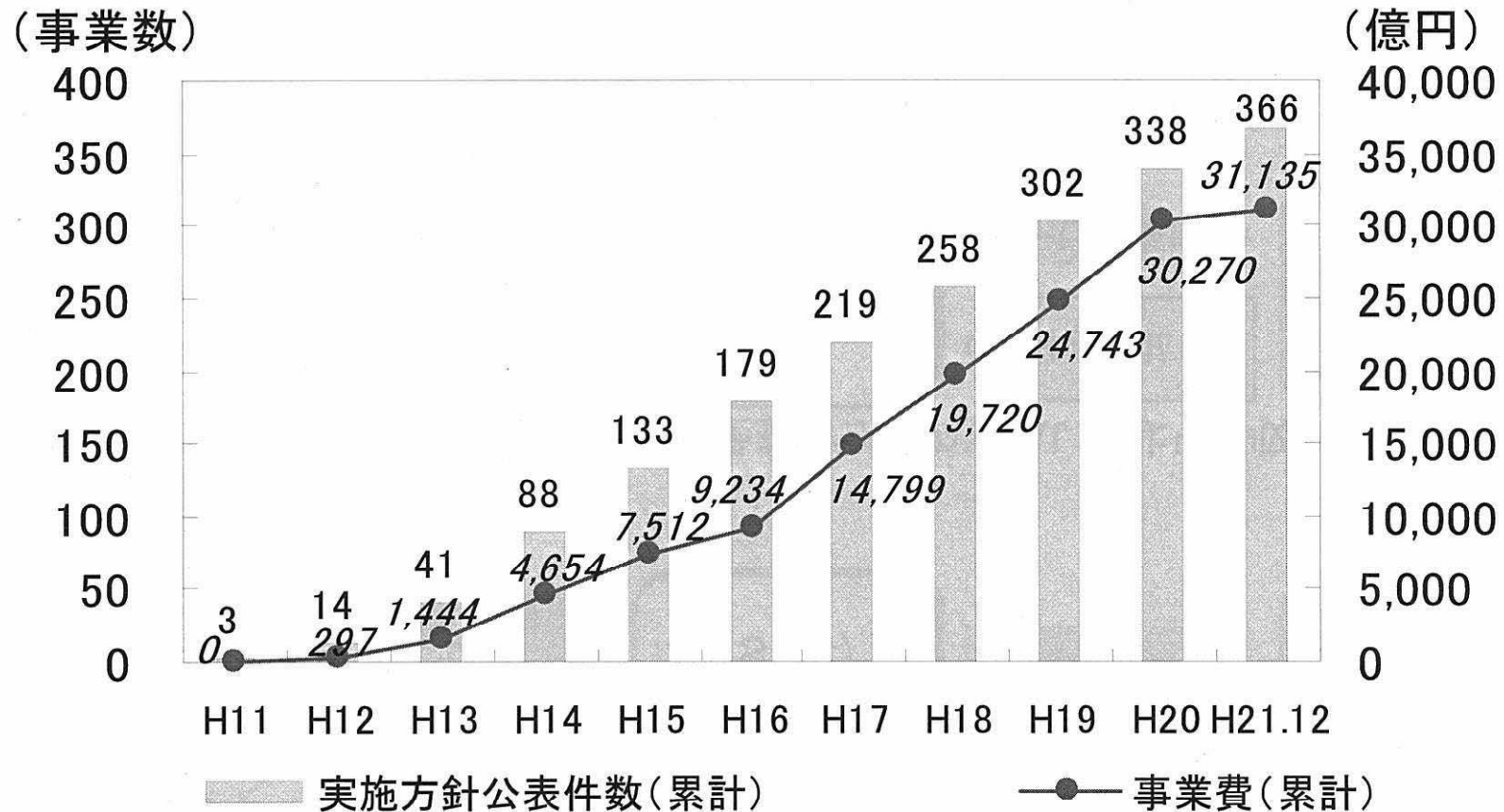
## ● 混合型

選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払の双方により回収される類型



# PFI事業の実施状況

## 事業数(実施方針公表件数)及び事業費の推移(累計)

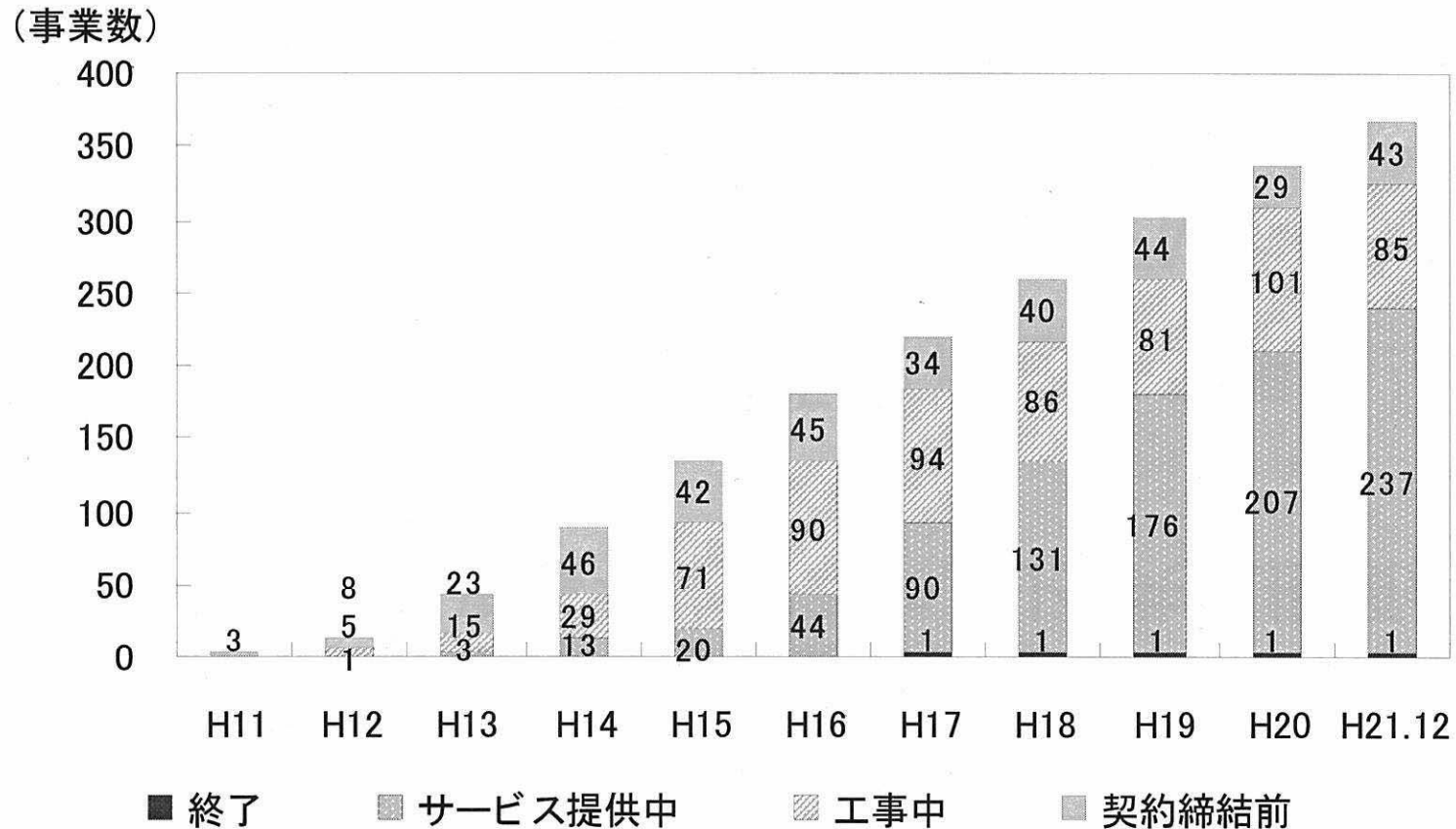


(注1) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業(3事業)、及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 事業費については、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の落札金額又は当初契約金額であり、内閣府において把握しているものの合計額。

# PFI事業の実施状況

## 事業の進捗状況の推移(累計)



(注1) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業(3事業)、及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 事業費については、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の落札金額又は当初契約金額であり、内閣府において把握しているものの合計額。

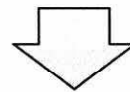
# PFI事業の実施状況

我が国におけるこれまでの約10年間のPFI導入実績  
(平成11年度～21年12月末)

国、地方公共団体等で実施方針等が公表された  
366件のうち、事業者決定等により公共負担額が  
決定したものは、

234件、3兆1,135億円の事業規模

この場合、6,596億円のVFMあり



PFI導入により、  
国、地方公共団体等を通じた国全体の財政再建に寄与

# PFI事業の実施状況

## 分野別実施方針公表件数

(平成21年12月31日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設等)	1(1)	82(50)	31(27)	114(78)
生活と福祉(福祉施設等)	0	16(14)	0	16(14)
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場等)	0	64(42)	2	66(42)
産業(商業振興施設、農業振興施設等)	0	14(9)	0	14(9)
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	6(3)	32(28)	0	38(31)
安心(警察施設、消防施設、行刑施設等)	7(6)	14(10)	0	21(16)
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎等)	48(18)	7(4)	1(1)	56(23)
その他(複合施設等)	4	37(25)	0	41(25)
合計	66(28)	266(182)	34(28)	366(238)

(注1) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業(3事業)、及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 括弧内はサービス提供中の件数であり、終了した事業(1事業)も含んでいる。

# PFI事業の実施状況

## 都道府県別実施方針公表件数

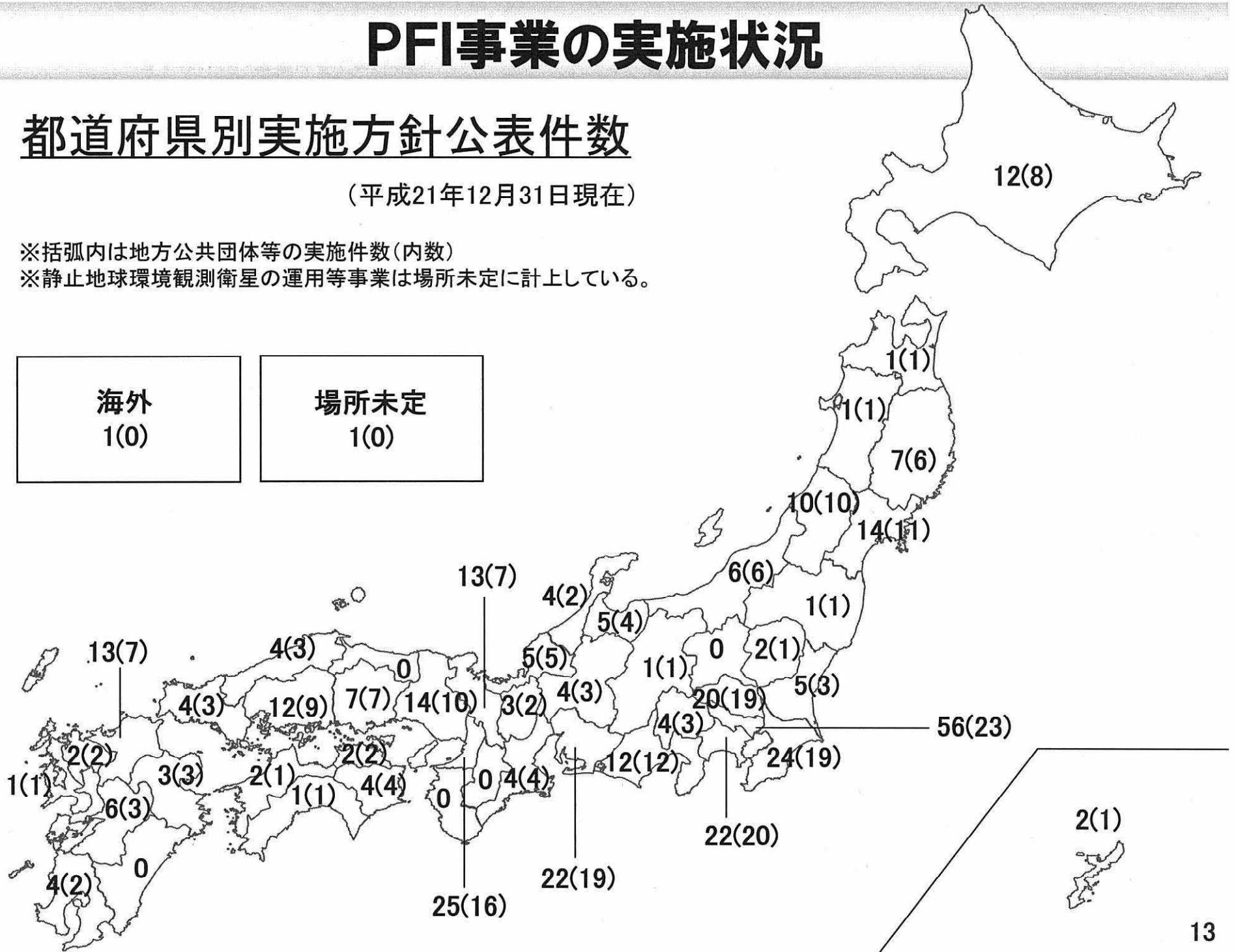
(平成21年12月31日現在)

※括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)

※静止地球環境観測衛星の運用等事業は場所未定に計上している。

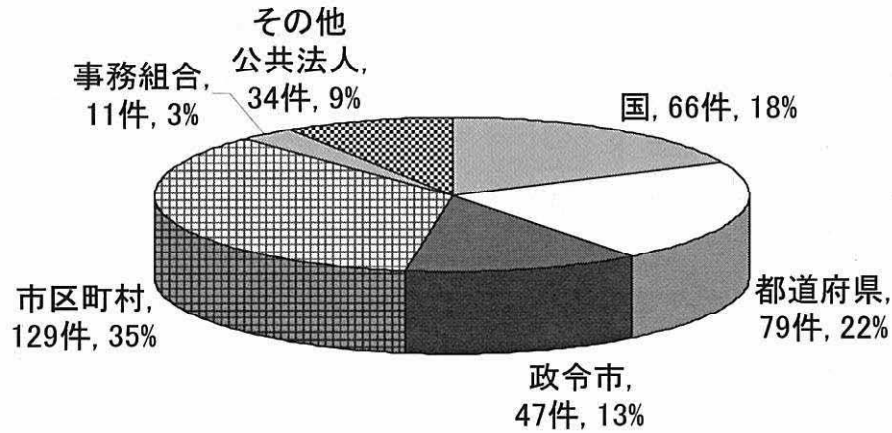
海外  
1(0)

場所未定  
1(0)

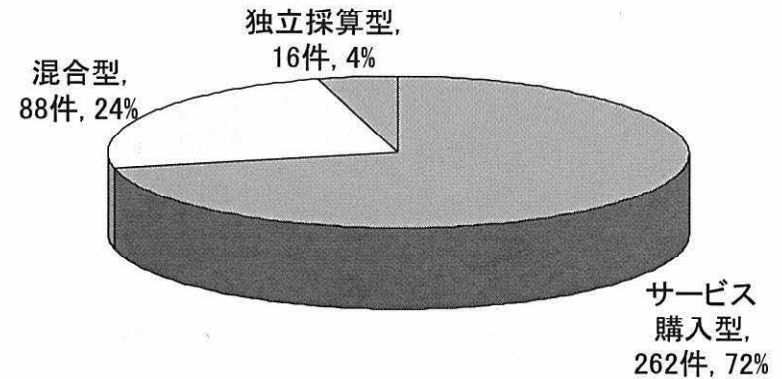


# PFI事業の実施状況

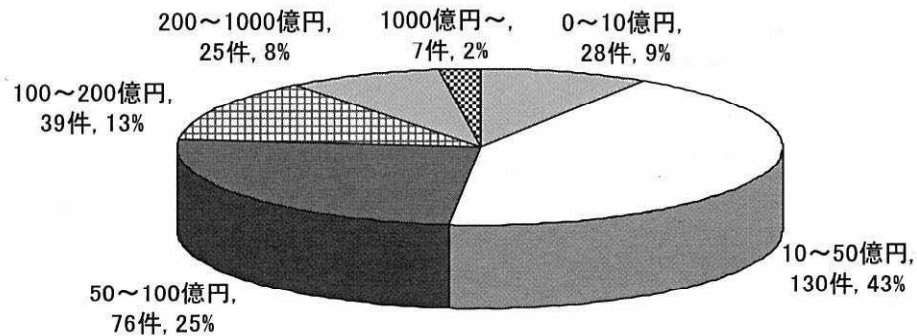
## 管理者等別事業数



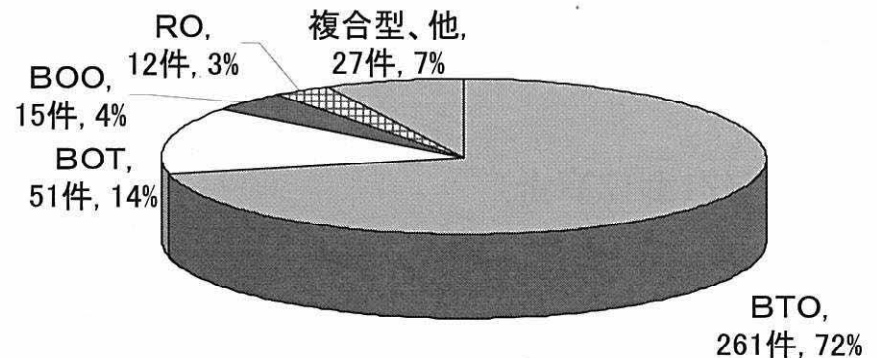
## 事業費の回収方法による 類型別事業数



## 事業費の分布



## 施設の所有形態による 類型別事業数



(注) 事業費は、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の落札金額又は当初 契約金額であり、内閣府において把握しているもの。

(全て平成21年12月31日現在)

# PFI事業の実施状況

## 事業期間別事業数

(平成21年12月31日現在)

